

# UA ニュース

[www.amnesty.or.jp](http://www.amnesty.or.jp)

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター

AMNESTY  
INTERNATIONAL



発行 2014 年 5 月 25 日

## 韓国のキム・ジャンウさんが釈放！



韓国金属労働組合員の委員長キム・ジャンウさんが 4 月 1 日、保釈されました。

キムさんは、韓国金属労働組合の双龍自動車支部長であった 2013 年 6 月、解雇された元社員の復職を求めた座り込みデモに参加しました。デモは、抗議活動中の自殺やストレスの影響で死亡した労働者 24 人の追悼もかねていました。当局が座り込み用のテントや供物台を撤去しようとしたところを妨害したとして、キムさんは禁錮 10 カ月の刑を受けたのです。

アムネスティは、今年 3 月 14 日、キムさんの審理に合わせて緊急行動(UA)を呼びかけ、韓国労働組合総同盟や国際労働組合総連合など内外の労働組合とともに大々的な活動を展開しました。私たちのアクションにより世界の注目を集めたことが今回の保釈につながったようです。

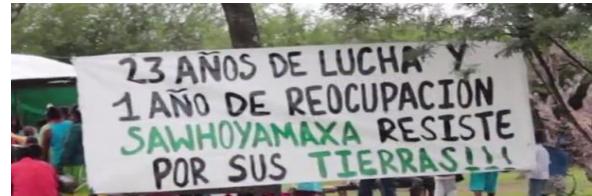
韓国の金属労働組合は、釈放に向けてアクションを起こしてくださった皆さんに感謝のメッセージを送ってくれました。

一方で検察は上訴を続けており、高裁がキムさんに重い刑を言い渡す可能性が残されています。アムネスティでは引き続きこのケースについて、注視をしていきます。

## パラグアイ、先住民族の土地返還運動が前進！

パラグアイの先住民族サウォヤマシャのコミュニティは、一方的に民間企業に売却された先祖伝来の土地の返還を求めて、20 年以上闘ってきました。アムネスティでも、緊急

行動などで土地返還を当局に訴える運動を展開していました。



2011 年 9 月、政府、所有権を買った企業、コミュニティの代表の 3 者が初めて協議を行ない、協定に署名し、コミュニティへの土地返還手続きが動き出したかに見えました。しかし、大統領の弾劾を受けて新政権が発足した以降、対話が進まず、2012 年 6 月、交渉が打ち切られたのです。

この 4 月 24 日、国が企業から土地を収用し、先住民族に土地と所有権を返還することを目的とした法案が上院を通過しました。法案は下院での議論を残していますが、上院の通過は権利回復への大きな一歩と言えます。

## ベトナムの民主活動家 釈放される！



ベトナムのブロガーで、民主化を要求しただけで 4 年間拘禁されていたヌーエン・ティエン・ツュンさんが、4 月 12 日釈放されました。現在は、自宅軟禁に置かれています。

ヌーエンさんは 2009 年、フランス留学中に政治改革と民主主義を求める組織を立ち上げ、帰国後、他の仲間 3 人とともに逮捕されました。国家転覆罪の容疑で裁判にかけられ、禁錮 7 年と自宅軟禁 3 カ月の刑を受けました。

ヌーエンさんは、アムネスティに対し「深い感謝を申し上げます」という謝辞を送ってくれました。引き続き、皆さんの支援をお願いします。



## グッドニュース！

### 中国の市民記者ら 釈放

天安門広場の請願者の活動をネット上に流したとして拘束されていた市民記者の王晶(Wang Jing)さん、柳學紅(Liu Xuehong)さん、刑鑒(Xing Jian)さんが4月7日、釈放されました。

3人は、全国人民代表大会の会期中の3月5日、天安門広場の請願者の活動をウェブサイトに掲載したことが法に触れたとして、拘束されました。それぞれの携帯電話とパソコン、六四天網の事務所のパソコン5台が、当局に押収されました。

王さんは吉林省拘置所に、また柳さんと刑さん(17歳)は北京市第1拘置所に収容されていました。

六四天網は人権問題をテーマに取り組み、約1000人のボランティアで運営されています。同サイトは、アムネスティのアクションが事件に対する国際的な注目を引き、3人の釈放につながったとして、感謝の意を表しています。

アクションに参加して下さった皆さん、ありがとうございました。アムネスティはこの事件を引き続き監視しますが、現在のところ、さらなるアクションは必要ありません。

### 中国の女性活動家 釈放

4月17日、汚職を糾弾してきた女性人権活動家、劉華(Liu Hua)さんが釈放されました。

劉さんは、労働教養所内の虐待の実態を暴露したとして、37日間、拘禁されていました。アムネスティの緊急行動で当局にアピールしたことでの、劉さんの不当拘禁への関心が高まり、それが今回の釈放につながったものと思われます。劉さんは、「私のために行動してくれたすべての人びとに感謝します」とメッセージを寄せてくださいました。

劉さんは、3月10日に北京市内で公安局員に拘束され、

自宅がある瀋陽に送還されました。その後「挑発混乱引起罪」の容疑で、瀋陽第一拘禁センターに収容されました。拘禁センターに収容されている間は比較的まともな扱いを受けていましたが、釈放時「労働教養所での経験を言いふらすことを止めないと、また拘禁する」と公安局員に脅されました。

劉さんは、出身地である張良堡村の公務員の汚職を暴露したこと、2006年から2011年までの3期に渡り、馬三家女子労働教養所に収容されていました。釈放後、中国の写真雑誌「Lens」の調査記事の中で、馬三家女子労働教養所の恐るべき実態を明らかにしました。

この記事は2013年4月6日に発表され、労働教養制度に反対する世論を後押ししました。その後、劉さんは同年後半に公開されたドキュメンタリー映画「馬三家女子労働教養所の女性たち」にも出演。この映画の中で、拷問や虐待の様子を生々しく説明しています。殴打、電気警棒による電気ショック、電気警棒の恥部への挿入、赤唐辛子の恥部への押し込み、「死人ベッド」や「虎ベンチ」と呼ばれる様々な拷問器具の使用など、想像を絶する拷問や虐待が日常的に行われていたのです。

2013年12月28日、中国政府は労働教養制度を廃止する決定を行いました。

この緊急行動に参加してくださったすべての人びとに心から感謝します。アムネスティは、今後も劉さんの状況を見守っていきます。

## UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F  
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778

E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000 円

郵便振替 00120-9-133251

加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本